

平成 21 年 4 月 17 日
消 防 庁

住宅用火災警報器の普及状況の推計結果

総務省消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率調査結果について、都道府県及び市町村（消防本部を置く場合は消防本部）から収集しました。

約 9 割（世帯数シェア）の地域から調査結果が得られ、平成 21 年 3 月時点での普及率の推計結果は、以下のような結果となりました（[資料 1](#)、[資料 2](#)、[資料 3](#) 参照）。

なお、本推計結果は、それぞれ調査時点が異なる各地域での普及状況調査結果について、調査時点からの普及進展を考慮し算出したものであり、取り扱いにあたっては[別添](#)に掲げる事項に注意が必要です。

総務省消防庁では、この結果を各都道府県消防主管部長等に通知するとともに、今後ともさらなる普及促進活動の推進を呼び掛けていくこととしております。

【調査結果が得られた地域の普及状況推計結果の概要】

既存住宅 の義務化状況	総世帯数 (万世帯) <small>(調査結果が 得られた地域)</small>	うち推計 普及世帯数 (万世帯)	推計普及率 (H21.3時点) A	前回調査結果 【参考】 (H20.6時点) B	増分 【参考】 A-B
義務化済み	1,172	647	55.2%	40.9%	+14.3%
H21~H23義務化	3,223	1,369	42.5%	33.7%	+ 8.8%
全国	4,395	2,015	45.9%	35.6%	+10.3%

※ 総世帯数は平成 17 年国勢調査の結果による

※ 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。



(連絡先)
消防庁予防課
担当：竹村・千葉
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533